

1 件名:東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所の核燃料物質使用変更許可申請等に係る行政相談

2 日時:令和2年6月15日(月)13:30~14:25

3 場所:原子力規制庁10階南会議室

#### 4 出席者

(1)原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

来住管理官補佐、本多主任安全審査官、田村管理官補佐

(2)東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 担当者 1名

#### 5 要旨

(1)東芝エネルギーシステム株式会社原子力研究所(以下、「東芝」という。)から、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出(以下、「品管届」という。)、核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定の変更認可申請の手続きについて資料に基づき説明があった。

○施行令41条該当施設(以下「該当施設」という。)に係る体制、施行令第41条非該当施設(以下「非該当施設」という。))に係る体制の使用許可を一本化しているため、品管届については、まとめてひとつの届出とする。

○核燃料物質使用変更許可申請について、該当施設の N28-2 は、許可上では核燃料物質の保管のみ行うこととしているが、核燃料物質の搬出入を行うために延べ取扱量を変更する。また、非該当施設の核燃料物質を取り扱っていた設備については、実験終了に伴い設備の撤去を行う。

○保安規定の変更認可申請については、既認可の保安規定に事業所外への核燃料物質の搬出に係る規定を追加する内容を核燃料物質使用変更許可申請と同時に申請する。

○核燃料物質の搬出入作業は下期からの開始を予定していることから、保安規定の変更認可申請は、核燃料物質の搬出入に係る規定を追加する変更を優先し、品質管理の体制整備に係る変更は、経過措置の9月末日までに申請する。

(2)原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○核燃料物質使用変更許可申請のうち、非該当施設に係る変更内容の設備の撤去に係る説明として、施設の廃止措置を行う際の措置(設備撤去の方法、汚染除去の方法、発生した廃棄物の処理処分の方法等)に準じた事項を記載した書面を添付すること。

○本日の質疑の内容を踏まえ、引き続き確認のうえ、必要に応じて説明を求めることとした。

## 6 資料

- ・使用許可及び保安規定の変更手続きについて

以上